

議長（福田会長）

会議資料４ページの報告第７号「顧問の設置について」、事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、報告第７号「顧問の設置について」ご説明いたします。

協議会顧問は、協議会規約第８条第１項の規定で、「専門的見地から助言・提言等を聴く必要があると認めたときは、顧問を置くことができる。」とされております。

当協議会におきましては、新しい地方分権の時代にふさわしい、全国に先駆けた地域自治制度の構築や、地域特性を十分踏まえた上での速やかな新市の一体性を確立し、新しいまちづくりを推進する市町建設計画の策定を進めておりますことから、地方行政に精通し専門的な知識、豊富な経験、さらには高い見識をお持ちの方から助言・提言等を受けて進めてまいりたいと考え、行政経験の豊富な前宇都宮市助役の竹原卓郎氏に、当協議会の顧問をお願いすることとしたものでございます。

竹原氏は宇都宮市の職員として長年奉職され、宇都宮市助役を退任された後、現在、宇都宮市政顧問をされております。在職中は各種の行政課題に携わり、今回の市町合併問題につきましても、当協議会の委員として、また、地域自治制度小委員会及び市町建設計画小委員会の委員長として多大なご尽力をいただきました。

竹原顧問には、引き続き地域自治制度小委員会及び市町建設計画小委員会にご参画いただき、地域自治制度の構築、市町建設計画の策定に対し助言・提言等をいただき、課題への対応にご尽力いただきたいと存じます。

なお、竹原氏の略歴につきましては裏面にお示ししてございます。

以上で報告第７号のご説明を終わらせていただきます。

議長（福田会長）

ただいま事務局から、協議会規約第８条第１項の規定に基づく顧問の設置について報告がありました。

今回、顧問をお願いいたしました竹原氏は、事務局の説明にもありましたように、市町合併や地方行政に関する問題について、専門的な知識や経験をお持ちの方であります。今後の当協議会へのご支援をお願いしたいと思いますし、事務局報告のとおりご了承いただくことでよろしくをお願いしたいと思います。